

環循適発第 2102043 号
令和 3 年 2 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省
環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

循環型社会形成推進交付金等の額の確定について

循環型社会形成推進交付金等の額の確定については、平成 18 年 3 月 24 日付け環廃対発第 060324013 号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知により行われているところであるが、今般、電子情報処理組織による申請等を追加し、次により取扱うこととしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、令和 3 年 2 月 4 日から適用いたします。

1. 審査要領

審査に当たっては、中間検査、竣工検査、現地調査等の報告書（復命書）等を準備し、必要に応じ参照し適正を期すること。

ア. 書類審査

歳入歳出決算議決書、設計計算書、設計図面、工事写真及び契約書の写し等を必要に応じて準備し、参照して審査すること。

イ. 実地調査

必要に応じて実地による調査を行うこと。

2. 確定通知等

ア. 事業実績報告書の書類審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付金事業が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、別紙様式(1)による交付額確定通知書を当該市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）に交付するとともに、国の支出官たる都道府県出納長あてその写を一部送付すること。なお、確定事務は、事業実績報告書受理後原則として 20 日以内に完了すること。

イ. 確定事務を行い返納すべき額が生じた場合には、交付額確定通知書の写を添付の上、別紙様式(2)による債権発生通知書を確定後速やかに歳入徴収官あて送付すること。

3. 確定報告

上記により交付額確定通知書を当該市町村に交付した後速やかに、別紙様式(3)により交付額確定通知書及び事業実績報告書の写しを添えて環境大臣あて報告すること。

4. 電子情報処理組織による申請等

上記2の規定に基づく確定通知等及び3の規定に基づく確定報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

別紙様式(1)

番 号

令和 年度循環型社会形成推進交付金交付額確定通知書

〇〇市町村（組合）名

令和 年 月 日付環循適発第 号で交付決定した令和 年度循環型社会形成推進交付金については、令和 年 月 日付第 号の事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定したので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

令和 年 月 日

都道府県知事

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(注) なお書きは、返納額を生じた場合のみ記載すること。

別紙様式(2)

債権発生通知書

番 号
年 月 日

歳入徴収官

〇 〇 県出納長 殿

都道府県知事

下記のとおり債権が発生したので通知する。

| | |
|-------------|--|
| 債 務 者 の 名 称 | |
| 債 権 発 生 額 | |
| 発 生 年 月 日 | |
| 発 生 理 由 | |
| 債 権 の 内 容 | |

別紙様式(3)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

都道府県知事

令和 年度循環型社会形成推進交付金交付額確定報告書

令和 年 月 日付環循適発第 号で交付決定した令和 年度循環型社会形成推進交付金については、別紙のとおり交付額を確定したので報告する。

(備考) 交付額確定通知書及び事業実績報告書の写を添付すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)